

評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	理念や保育方針は廊下や教室内、お便りに掲載しています。4月の保護者総会の場でも保護者に共有する時間を設けています。また、職員間でも年度当初と年度の後半（11月～12月）に声に出して読み合わせを行っています。理念・方針を振り返り、保育業務を行っています。

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	環境面では、安全チェックリストを使い、環境面や遊具について日々確認を行っています。安全チェックリストは各クラスの教室に置かれています。園庭についてはその日最初に園庭を使った職員がチェックをすることになっています。明確な担当を決め、確実性を高めることが求められます。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	月例会議や報告会での意見から、核家族が多いこと、都心にお勤めの方が増えていることが課題と判明していました。子供と関わる機会を取れない保護者に向けて、フォローの声掛けや時間を取って面談をする等の対応を行っています。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	市が掲げる、子ども子育て支援計画を職員と所長で4月に確認し合っています。1年間の振り返りと市の計画に沿った事業計画策定は行事、クラス毎には行うことが出来ています。今後は、保育所全体の目標設定や研修などの計画においても連動性を強くすることが期待されます。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	今年度行う地域交流事業として、「園庭開放」や「あそぼう会」を実施しています。一方、市が掲げる子ども子育て支援計画と、保育所の年間計画とは連動は出来ていません。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	行事やクラス毎の振り返りを2月から3月にかけて行い、次年度は会議録を見返して活かしています。しかし、各役職の大きな役割や目標、修繕計画については職員が確認出来る体系的なものを設けることが出来ていません。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a	行事計画については保護者会の場で共有をしています。また、日程が近づいてきた頃に、お知らせボードやおたよりで周知をしています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	各役職、年齢別に会議として集まり、情報共有する場が定期的に設けられています。また、主幹が講師となる所内研修を月に1回行っています。計画を立てていますが、緊急性のある場合は順番を入れ替えて対応しています。

<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>a</p>	<p>保育士・看護師については年2回自己評価を行っています。上期はクラス単位での面談を行い、年度末には職員一人ひとりと所長が面談をしています。具体的には、クラス担任と所長で話し合った結果、聴覚を刺激出来るおもちゃが欲しいという結論に至り、手作りおもちゃの制作と、作り方の掲示を行いました。</p>
--	----------	--

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
<p>Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</p>		
<p>Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	<p>a</p>	<p>会議の場で口頭での説明や所内での役割表によって、職員に周知を図っています。越谷市の所長会議の報告も毎月行っています。</p>
<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>正社員を対象に、保育マニュアルを昼と夕方に主幹を中心に読み合わせをしています。</p>
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	<p>b</p>	<p>全職員との面談や各会議への参加によって、課題の把握と改善に努めています。実際に行事や遊具等について、改善に繋がっている事例があります。しかし、職員一人ひとりの動きについて、より主体的な動きを所長は求めています。所長の思いや考え方を、まずは主幹、次に主査と徐々に広げていくことで、園全体に広げていくことが期待されます。</p>
<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>a</p>	<p>保育所の修繕については市に書面で申請を出しています。その申請は職員から意見を聴取し、決定しています。改善要求について、職員とも共有をしています。</p>

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>a</p>	<p>採用については市が行いますが、研修計画については主幹を中心に作成しています。研修計画には、所内研修だけでなく、外部研修も含めています。職種別研修や階層別研修等、様々な形の研修を実施しています。</p>
<p>Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>b</p>	<p>異動希望がある際は、市と所長の年に1回のヒヤリングの場で協議をしています。研修は計画を立てられ実施されていますが、習熟度については測定出来ていません。目標に向かってどの段階にきているのかの把握と研修への反映が期待されます。</p>
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>a</p>	<p>毎朝の打ち合わせで1日の人員配置を確認しています。行事中は準備もありますが、出来るだけ残業にならないように、所長が声掛けをしています。</p>
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>全体の研修計画は立てられています。全体計画に基づき、所内研修を実施しています。講師は主幹が担当しています。一方、個別の研修計画は立てられていません。今後は、職員一人ひとりに対して今期の目標を期初に設定し、目標に向かうための研修にすることが求められます。</p>
<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>	<p>所内研修では、主幹が担当して実施しています。内容はアレルギーについてや、個別のケースについての「なぜなぜ分析」等、保育サービスに関するものが中心です。サービス分野だけでなく、マネジメント分野についてもバランスよく研修が出来ると、更なる質の向上に繋がります。</p>
<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>a</p>	<p>所内・外の研修や自己評価、所長との面談を通して、知識の拡充や振り返りの機会を設けています。</p>

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生受け入れマニュアルが策定されています。マニュアルに従い実習生を受け入れています。主査が担当となり、オリエンテーションや実習プログラム作りを行っています。各クラス職員からの意見を貰い、実習生にフィードバックしています。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	苦情を受け付ける窓口について、契約時の重要事項説明書に記載しています。また、各クラスの全ての教室の中に苦情窓口についての掲示があります。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	県や市の行政監査が行われています。保育所の取り組みの保護者への周知として、各年齢別のお便りや給食の献立表、おさんぽまっぷ等の掲示・配布をしています。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	地域交流事業として行っている「あそぼう会」や「園庭開放」について、散歩中に住民の方にチラシを配布しています。また、地域の掲示板や児童館、越谷市のホームページにも情報を掲載し、周知活動を行っています。
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	受け入れの事例は多くはありません。受入を行った時には、絵本の読み聞かせやクリスマス会等に参加していただいています。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	近くの医院や各利用者のかかりつけ医等の医療機関や市役所、児童相談所等と連携を取れるように情報をまとめています。緊急時にはその情報をすぐに取り出し、連絡が取れるようになっています。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	あそぼう会をきっかけに、地域のご家族より、子育てについて相談を受けたことがありました。保育所に通われているご家庭への関わりだけでなく、地域の子育ての中心となる機関としての役割も担っています。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	あそぼう会や園庭開放に関する年間計画についてチラシ等で周知しています。利用者の相談によっては他の保育所が担当している地域交流事業について情報提供しています。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育マニュアルの中に「保育者としての倫理と態度」を掲げています。子供の人権や専門職としての姿勢について記載があります。これらの部分も含めて職員間で読み合わせが行われています。
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	「保育者としての倫理と態度」には守秘義務についても記載があります。職員間でマニュアルを読み合わせています。個人情報については事務所に保管しています。持ち出す際は、他の職員に声をかけて持ち出します。記録等には残していません。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	行事の日程は出来るだけ多くの保護者にご来場いただけるように、土曜日に設定し、お便りにて周知しています。ただし、選択できるように日時を変えて複数回開催することはありません。見学時には利用希望者の都合に合わせて所長・主幹が対応しています。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入所が決まった保護者には「保育所生活のお知らせ」「重要事項説明書」を配布しています。4月にクラス担任が家庭訪問を行うことで、家庭環境や保護者の状況について情報収集しています。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	時間の変更等は出来る限り対応を行い、定期的に相談に乗っています。転所される場合には不安なく移行出来るように保育所間で情報共有しています。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	毎年行事後のアンケート結果を基に改善に繋がっていますが、今期は該当事例がありませんでした。反省や途中出た職員の意見も含めて記録しておくことで振り返りに繋がります。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情相談窓口を契約時の「重要事項説明書」に記載をしています。また、各クラスの教室にも苦情相談窓口についての掲示しています。
Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	出来る限り送り迎え時に会話出来るように努めています。一方、アンケートによると、他の方と会話をしている際に来所された保護者、園児に対応出来ていないケースがあることもわかりました。どの保護者とも関わりを持てるような工夫が求められます。
Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	相談や意見は所長等と話し対応を協議しています。また、各職種、年齢別の会議の場でも話し合いが持たれています。所長・主幹は会議に参加し、全ての層の職員とも話す場を設けることが出来ています。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	1年間園独自に作成した計画を基に避難訓練を実施しています。毎回出火場所や時間帯等の想定を変えて実施し、様々な場面に対応出来るようにしています。ヒヤリハットが出た時には全職員に周知をしています。
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	全職員に配布している保健マニュアルがあり、救急対応や各年齢に応じた清掃の仕方等を記載しています。
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	保育所シティーメール等で災害時・感染症発生時には連絡が一斉に流れるようになっていません。災害時にも保育所単独で運営を維持出来るように備蓄も用意しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	保育マニュアルや保健マニュアル、食物アレルギー対応マニュアル等の他、各時間帯の職員の手順書を作成しています。しかし、これらのマニュアルを活用出来ているか、定期的な確認は出来ていません。現在の保育所に則したものになっているか、職員の意見を聴き、定期的に確認・見直しをする体制が求められます。
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	マニュアルが市で変更になった場合は差し替えをしています。一方で保育所独自の改良は行われていません。ヒヤリハット等も活用しながら、保育所単独で改良していけるよう、職員の意見を吸い上げ、見直しをする場を作ることが望まれます。

Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	入所時に保護者に健康状態や生活状況を調査することで、年齢別の計画に反映させています。配慮を要する子どもや2歳未満の子どもについては個別に指導計画を作成しています。
Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	年間計画はクラス担任が設定しています。月間・週間の計画もクラスでの反省・評価を経て作成していますが、年間計画と月間計画とは連動性がありません。年間と月間・週間の計画に連動性があると、各目標達成の先がイメージしやすくなり、同じ方向を向いた保育をすることに繋がります。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	一人ひとりの様子は保育日誌や成長の記録に定期的に記録を残しています。連絡帳や健康カードを使って日々保護者とやり取りを行っています。毎朝の打ち合わせで情報共有をして保育に臨んでいます。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	保育日誌、保育事務日誌、医務日誌、給食日誌等、記録をするフォーマットが定められています。どの書類も担当者は署名をし、所長や主幹が確認しています。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	a	「保育所保育指針」の改定に伴い、プロジェクトチームを編成し、内容および書式の改正を行いました。子どもの保育課程においても年齢や育ちに見合う目標を立て、職員への周知をしています。理念や目標及び方針は、市の広報誌や入所に関する説明会、毎月の園だより等で保護者に知らせています。年度始めは、特に新入児の保護者に対して丁寧に説明会を開催しています。また、各クラスにおける保護者会や行事等においても繰り返し伝えていきます。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と養育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	年齢に見合った集団規模を整え、適正な課題を達成できるような遊具類の配置をしています。時には異年齢交流も行い、コーナー別遊びも積極的に導入する等の工夫もあります。建物の老朽化における安全面への配慮として、段差には子どもの注意が向くように印をつけ、声かけをしています。さらに、園庭の土が入りやすい室内と廊下への対応として、上靴の使用や保護者のスリッパ使用への協力要請をしています。
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	職員は、子どもの気持ちを受け止めながら次の成長課題に向かって支援しています。また、乳幼児の欲求や要求に対する気持ちの変化や意図に十分に配慮されるよう、子どもの訴えを受け止め、個別に支援しています。子どもたちの一人ひとりの気持ちを受け止め、保護者を中心とした家庭内外での関係にも着目して子どもの思いを把握したうえで受容しています。時には保護者に協力を得て、対応をしています。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	トイレや食事等、子どもの成長を見極め、道具・用具を導入する時期を決めています。着脱も自ら脱ぎたい、一人で着てみたい気持ちが育まれた時期より行っています。子どものペースは一人ひとり異なるため、無理をせずに行うことを職員が褒めて、子どもに自信が身につけられるようにしています。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	保育所では各年齢における部屋での遊びを用意しています。どの部屋にも一番利用する年齢と季節に見合った絵本や、手先の遊具や表現をする教材等を用意しています。子どもが遊びたいときに好きな遊具が選択できるようになっており、年齢に応じた集団での遊びも用意しています。また、保護者と共に選択できる「絵本コーナー」を設け、本の貸し出しも行っています。
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	家庭との環境の差を最小限にするように家庭訪問をしています。保育所では、「慣らし保育」の期間で環境を段階的に調整していくので、個別的な配慮をしながら徐々に集団への適応ができるようにしています。また、一人ひとりの子どもの成長を毎日の連絡帳や送迎時の会話で伝えていきます。午睡中はSIDSへの予防として細かくチェックをしています。遊びや生活面における環境も、0歳児としての安心安全に配慮したものにしています。

<p>A-1-(2)-⑥ 3歳児未満児（1・2歳児）の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児クラス、特に1歳児のクラスでは、走り回り、活発な活動を好む子どもが多い状態です。子どもの動きたい気持ちを尊重し、日中の活動を思いっきりできるように身体を動かす遊びの展開をしています。また、静かに遊べる環境も用意しています。具体的には、絵本や絵描き、シール貼り、粘土等子どもの好きな遊びを子どものペースで進められるようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳児以上の子どもの保育所での生活は、各子どもの身体の成長と集団における遊びや教育を行っています。畑では、ピーマンやサツマイモの成長を観察し、収穫も行っています。子どもに季節感を伝える、体験的な学びを提供しています。また、子どもの年齢に合わせたリズム遊びや運動遊びを、教育課程と組み合わせています。これらは、年間の行事である運動会やお楽しみ会で発表し、子どもたちの取り組みとその過程が保護者に伝わるように紹介をしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>配慮を要する子どもへの対応は、保護者と共に全職員が子どもの成長を見守りながら応援できるようにしています。子どもの成長をより健やかにするために、理学療法士、作業療法士、臨床心理士等が巡回指導をし、その後に職員間との情報交換や指導時間を設けています。子どものもっている特性や性格を受け入れながら子どもの生活年齢と同じクラスで交流も深めるように配慮しています。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>朝と夕方の延長保育は、乳児と幼児クラスの場合を分けています。特に乳児の人数が多い場合は、0・1歳児と2歳児は別の遊び場になります。子どものその日の体調や機嫌等と1日の遊びの疲れ具合等によって遊具や環境の設定を微調整しています。疲れすぎないようにしつつも、子どもの遊びたい気持ちを受け止めるようにしています。保育所では、長時間の子どもへの保育を「延長保育年間保育指導計画」を基に行い、「延長保育記録」に記入しています。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>小・中学校を受け入れる取り組みがあります。小学校2年生を「町探検」で保育所を知る機会として受け入れています。また、5年生には「保育体験」を行います。更に中学生には保育所の体験を提供しています。保育所の取り組みとして5歳児は、校庭見学をしています。散歩時も小学校の様子を見るようにしています。「幼保小連絡会」も開催されており、申し送り事項や小学生の状態等の情報交換を行っています。当保育所の5歳児は、5か所ほどの小学校に就学していくため、小学校に関する情報を得た段階で保護者に伝わるようにしています。</p>

A-1-(3) 健康管理		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所に初めて入る時に、健康状態や既往歴等を保護者に記入してもらっています。この資料を基に看護師や担当職員は、日常生活において配慮することを確認しています。子どもが急な発熱やけが等が起きた時には、速やかに担当職員・主幹・所長等を経て保護者に連絡をしています。急に子どもが病気になった折に助けてくれる人が身近にいないケースもあるため、子どもの状況を電話で一報し、迎えに来られるか等の判断をしてもらっています。子どもの体調の変化等も速やかに知らせ、保護者の指示を仰いで対応をしています。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの健康診断や歯科診断の結果は、その都度保護者に連絡帳や出席ノートに記録して知らせています。子どもの健康と歯科に関する情報を提供し、保護者に受診の有無の判断をもらっています。また、5歳児は歯磨き指導を歯科医より受けています。子どもは歯科医より指導を受けることで、その後の昼食後の歯磨きに改善が見られます。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>今年度は、アレルギー疾患の子どもが少ない状態です。基本は、除去食を提供していますが、医師からの生活管理指導表に基づいて対応しています。また、毎月の朝食やおやつの献立のチェックを保護者に事前にしてもらい、除去食の確認を栄養士、所長、看護師、担当職員と調理員と保護者で確認をし、「アレルギー除去食指示書」を基に行っています。日常の食事の提供と配膳には、トレイを別にして行い、調理員や配膳の職員がダブルチェックをし、間違いの無いようにしています。食事の際も、テーブルやテーブル拭きを別にする等の配慮も行っています。アレルギー食物が提供される日は、職員全員が朝の打ち合わせで確認をし、写真入りで子どもとその内容を提示しています。子どもの年齢によっては子ども同士の食物のやり取りが無いように配慮をしています。</p>
A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの年齢に合わせた食事の量と調理方法を工夫しています。一人ひとりの成長と食欲状態に合わせて担当職員が食べられる量の加減をし、子どもの完食をする達成感や満足感を味わえるようにしています。季節に合った食材と地域産の食材を使った献立の提供になっています。幼児クラスでは野菜ちぎりや切る等の食材に触れる体験をしています。5歳児は栽培した野菜を使ってのカレーライスづくりや栄養教室等「食育」指導を行い食への興味関心を深めています。保護者向けにレシピを掲示し、家庭でも実践出来るようにしています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもへの食事の提供には、遅番職員が交代で検食を行い、子どもの状態に適しているか・味付けはどうであるか等の点検し、クラスに共有しています。また、アレルギー食の状態も確認し、各クラスに連絡をしています。調理員は、各クラスから食事の摂取量や好き嫌い等の情報を集めています。給食委員会では、2ヶ月に1回情報を提供しています。また、「給食試食会」も実施しています。毎日子どもが何を食べているのか確認ができるようにしています。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	子どもの保育所での生活については、毎日連絡帳や出席カードにおいて直接伝えていきます。毎月のクラスの様子と行事やお知らせ等を「園だより」に記載し発行しています。また、行事やお知らせについての詳細は、別途の便りで各家庭に情報が提供されるようにしています。行事ごとのアンケートも保護者に協力を得てほとんどの保護者から回答を得ています。改善できることや新たな提案に職員間で共有し、保護者に結果報告しています。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	子どもの日常生活と遊びの情報共有は、連絡帳と出席カードにおいて行っています。保護者との会話は、日常の送迎時には十分にできないこともあります。各クラスの子どもの状況によってクラス懇談会や保護者との面談をしています。各家庭に状態に合わせて、保護者が安心して働けるように対応しています。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	職員は全員が「保育マニュアル」と「虐待防止マニュアル」を携帯しています。また、会議時においても輪読する等の確認をしています。研修も職員が全員受けられるように適宜に参加するようにしています。子どもの様子が気になる場合には、主幹や所長に相談をしています。子どもの状態を一方的に見るのではなく、その内容や経緯等を保護者と情報共有し、確認をしています。必要に応じ、主幹や所長の再確認の上、市と児童相談所および保健所に連絡をするようになっています。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	年2回自己評価を記録し、所長面談をしています。所長と主幹は、毎日の保育日誌記録やクラス運営の週保育指導計画案と月間保育指導計画案類の記録内容を通してクラス運営の評価をしています。保育実践等とすり合わせ、各職員と話し合い、保育の質の向上に向けた助言と指導をしています。